

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成30年12月10日(月)午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場)8階大会議室

農業委員23名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	21番 田中 敏郎	22番 木村 憲正
23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一	

欠席委員 無し

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数23名中23名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 一言ご挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、農業委員会総会に多くの方がご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

今回の総会は、オブザーバーとして農地利用最適化推進委員の皆様に出席をいただいております。推進委員の皆様におかれましては、平素より農業委員会業務にご尽力いただきお礼申し上げます。また、研修会終了後の総会ということで、皆様大変かと存じますが、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の総会は農地法に基づく許可申請が主な議題となっております。総会の審議がスムーズに進行しますように、皆様のご協

力をよろしくお願ひ申し上げ、ご挨拶といたします。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名します。本日の議事録署名者には18番の西田廣行委員と19番の緒方一臣委員を、書記に事務局の友安文崇主任主事を指名いたします。よろしくお願ひしておきます。

また、本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請など、全件で8件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願ひします。

事務局 議案の訂正がございましたのでよろしくお願ひいたします。

議案別冊の20ページ、32番の備考欄です。現在「一時転用（一時転用期間 許可日から平成30年12月15日）」となっておりますが、「平成30年12月15日」を「平成31年3月15日」に訂正をお願ひいたします。

もう一点ございます。22ページ、38番の施設概要欄で「個人住宅」と記載されています。こちらを「農家住宅」と訂正をお願ひいたします。それに伴いまして備考欄を「開発許可 集落内開発制度指定区域」と記載していますが、削除といたします。

以上、訂正方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、39件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願ひいたします。

それでは、1番、お願ひします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番から3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番と2番は関連で、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。

譲受人は水稻をつくられる兼業農家で、許可後は露地野菜をつくられる計画です。

3番は、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は水稻をつくられる兼業農家で、許可後は露地野菜をつくられる計画です。

以上、3件について先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、1番から3番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

4番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

4番は、祖父から孫への持ち分2分の1を贈与するための申請です。譲受人は専業農家で、許可後は露地野菜をつくられる計画です。

以上1件、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

7番 橋本春利 委員

7番委員、橋本です。

5番から8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、耕作の便宜上、所有権移転の申請です。譲受人はキャベツを栽培されている農家で、申請地にはキャベツを作付される計画です。

6番、7番は関連で、社会福祉法人が農地取得のための所有権移転の申請です。譲受人は、障害者支援施設と幼保連携型認定こども園を運営されており、入所者のリハビリ、就労支援事業、各種団体との交流事業として、水稻、露地野菜などを栽培されており、許可後、申請地には水稻を作付される計画です。

8番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ミカンなどを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

以上、4件につきまして先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、5番から8番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、9番。

2 1 番 田中敏郎委員

2 1 番委員、田中です。

9番から12番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

9番は、代替地取得のため所有権移転をされる申請です。譲受人はミカンをつくられる兼業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

10番、11番は関連で、耕作の便宜上取得される申請です。譲受人はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

12番も、耕作の便宜上取得される申請です。譲受人はミカン、梨をつくられる専業農家で、申請地には梨をつくられる予定です。

以上4件、先日の地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項

各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、9番から12番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、13番。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

13番から16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、夫への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

14番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻とネギを作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

15番は、耕作の便宜上取得による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ナス、キャベツを作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

16番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻とネギ、ニンジンを作付されており、許可後は水稻、ネギをつくられる計画です。

以上4件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、13番から16番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

以上、1件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、17番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、18番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

18番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は、子への経営移譲のための使用貸借される申請です。借手は水稻と露地野菜を栽培されており、許可後は水稻を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、18番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次に、19番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

19番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、所有権移転による経営拡張の申請です。譲受人は水稲、ブドウ、クリ、タケノコを作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、19番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、20番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

20番から26番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

20番は、孫への贈与のための所有権移転をされる申請です。譲受人は水稲を生産する専業農家で、許可後は水稲をつくられる計画です。

21番は、経営拡張のための所有権移転をされる申請です。譲受人は飼料作物を生産する専業農家で、許可後も飼料作物をつくられる計画です。

22番は、娘の夫への贈与のための所有権移転をされる申請です。譲受人は水稲を生産する専業農家で、許可後は水稲をつくられる計画です。

23番、24番は関連で、継続審議です。

25番は、耕作の便宜上のための所有権移転をされる申請です。譲受人は水稲、スイカ、ナスを生産する専業農家で、許可後はスイカをつくられる計画です。

26番は、耕作の便宜上のための所有権移転をされる申請です。譲受人は水稲、スイカ、ナスを生産する専業農家で、許可後は大根をつくられる計画です。

以上7件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当しないと協議しました。ご審議方、よろし

くお願いいたします。

議長 　　ただいま、20番から22番、23、24は継続審議でございまして、25、26番までが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、23、24番は継続審議で、申請どおり許可することに決定いたします。
　　続きまして、27番。

17番 牧野正治委員

17番委員、牧野です。

27番から39番についての説明をいたしたいと思います。

27番は、経営拡張のための売買による所有権移転の申請であります。譲受人は専業農家で、許可後はニンニクを作付する予定であります。

28番は、経営移譲のための使用貸借による権利設定の申請であります。譲受人は兼業農家で、許可後は水稻、スイカ、ニガウリ、ハウレンソウを作付する予定であります。

29番は、耕作の便宜上の交換のための所有権移転の申請であります。譲受人は専業農家で、許可後はスイカを作付する予定であります。

30番は、また耕作の便宜上の交換のための所有権移転の申請であります。譲受人は農業と畜産を営む専業農家で、許可後は水稻を作付する予定であります。

31番、32番、33番は関連で、独立就農のための賃貸借権設定の申請であります。譲受人は農業研修センターで2年間修学し、農業を始められます。許可後はセロリ、ナスを作付する予定であります。先日の地区委員会に出席をいただき、営農計画等を聞き取りいたしましたら、何ら問題ないことを確認いたしております。

34番は、経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人は兼業農家で、許可後は水稻とミカンを作付する予定であります。

35番、36番は関連で、経営拡張のための売買による所有権移転の申請であります。譲受人は兼業農家で、許可後はミカンを作付する予定であります。

37番は、経営拡張のための所有権移転による申請であります。譲

受人は專業農家で、許可後はミカンを作付する予定であります。

38番は、経営拡張のための賃貸借権設定による申請です。譲受人は專業農家で、許可後はスイカを作付する予定であります。

39番は、経営拡張のための売買による所有権移転設定による申請であります。譲受人は專業農家で、許可後はスイカとメロンを作付する予定であります。

以上13件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないことを、協議、確認いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、27番から39番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法4条の規定に基づく許可申請、13件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、土地所有者が貸し駐車場にするための転用申請です。農地区区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、隣接宅地と一体で利用され、総事業面積766.03㎡の3分の1未満の農地であるため、不許可の例外に該当します。土地利用計画は、転用農地に8台の貸し駐車場を設けられる計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されています。周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は平成31年1月末日を計画されています。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

2番から3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、貸し資材置き場への転用申請で、近隣の公共事業請負業者などへ貸される計画です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域で、市街地化区域などに隣接した10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積1,648㎡に、砂利や石材置き場及び重機置き場として利用される計画で、転用面積としては適当なものと判断されます。

資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。代替地についても検討されております。

工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成31年11月30日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

3番は、貸し駐車場への転用許可申請です。

農地区分は、市街化が見込まれる区域で市街地化区域などに隣接した10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、総事業面積483.26㎡のうち、転用面積180㎡に申請地に隣接する店舗社員の月極駐車場18台分で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。代替地についても検討されております。ただ、既に駐車場として利用されているため、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成31年3月31日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認しております。

以上2件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般

基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、2番から3番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

8番 角居登委員

8番委員、角居です。

4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、貸し駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、かつ申請人は集落内に居住されており、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に近いプロパン・電気事業者や小学校職員及び近隣住民に貸し付ける計画で、作業用トラックや職員の自家用車等20台分の駐車場で、妥当な面積と思われま。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は平成30年12月15日から平成31年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件について、先日の地区委員会において現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

6番 谷口憲治委員

6番、谷口でございます。

5番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、山林への転用です。農地区分は、10ha未満の小集団の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、現在京都府在住のため農地としての耕作もできず、また、近隣からの竹の侵食もあり竹林として使用する以外に用途が見出せないことから、山林へ転用したいということでございます。排水同意もあり、土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われま。なお、地元にいる両親も他界し、申請人は現在京都府に在住していることから、耕作できず山林の状態に陥ったことを、深く反省しているとのてんまつ書が添付されております。今後の管理は植木在住の親戚に管理支援を願われ、適正に管理するというところでございます。

6番は、農家住宅建設のための転用申請でございます。農地区分は、10ha以上の広がりのある区域内の土地改良事業が実施された農地で、甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですけれども、申請地は土地改良事業において非農用地設定がなされており、農業振興地域整備計画で農家住宅用地となっております。土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を、当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為については、不許可の例外とするという規定になっております。圃場整備事業寺迫土地改良区の理事長の、農地転用については支障なしとの意見書も添付されております。申請人にとっては、自宅がさきの熊本地震で被災し現地での建てかえが困難なため、ほかに探したが、適当な土地がなかったことから、当地を選定されました。土地利用計画については、農家住宅70.22㎡と駐車場等で、転用面積としては適正な面積と判断されます。雨水は地下浸透、オーバー分は市道側溝へ放流されます。汚水と雑排水は合併浄化槽を経て市道側溝へ放流されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われま。工事は平成31年3月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

7番から13番は関連でございます。山林への転用です。農地区分は、10ha未満の小集団の区域にある農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、当該地は、周囲が山林で谷底に当たり日当たりが悪く排水も悪いことから、また、通作の道路もないといった農地

で、周囲からの竹木の侵食もあり、高齢化とともに耕作が困難となっている土地でございました。周辺山林の埋立事業に合わせ埋め立てをして、何とか活用の道を探ろうとしたところでございますけれども、山林として使用する以外に用途が見出せないことから、山林の転用をしたいということでございます。排水同意もあり、土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われまます。なお、既に埋め立てたことについて、関係法令を全く認識しておらず許可を得ずに行ってしまったことを、深く反省しているとの始末書が添付されております。

以上9件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議長 長 ただいま、5番から13番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次に、3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、42件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会で協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番から3番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番は、法人が、所有権移転により貸し駐車場に転用するための申請です。農地区分は、市街地の近接にある10ha未満の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。代替地も検討されています。申請地は相続した土地ですが、当時の所有者が農地法の許可が必要と知らず盛り土を行っており、今後このようなことがないようにしますとの始末書が提出されています。土地利用計画は、14台の貸し駐車場を設けられる計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等、必要書類は添付されています。周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。土地改良区からの意見書では転

用申請は差し支えないとのことです。工期は12月25日から平成31年1月31日までを計画されています。

2番は、建設業を営む法人が、賃借権を設定し駐車場及び資材置き場に転用するための申請です。農地区分は、市街地に近接した10ha未満の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。代替地も検討されています。土地利用計画は、大型ダンプ、社用車に8台分、重機4台、建設資材置き場を設けられる計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等、必要書類は添付されています。周辺農地への営農上、支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は12月17日から平成31年1月31日までを計画されています。

3番は、自動車販売を営む法人が、賃借権を設定し車両置き場に転用するための申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。代替地も検討されています。土地利用計画は、車両置き場10台分を整備される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等、必要書類は添付されています。周辺農地への営農上、支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は平成31年1月末日までを計画されています。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番から3番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

4番、5番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

4番は、金属加工業を営む法人が、所有権移転により工場、駐車場、調整池を整備するための転用申請です。なお、農地法の許可を得ず資材置き場として使用してきたことを、深く反省する旨の始末書が、土地所有者と使用者から提出されています。農地区分は、10ha未満

の小集団の農地で第2種農地と判断されます。代替地も検討されています。土地利用計画は、工場1棟、駐車場8台分、調整池1カ所、通路を整備される計画で、転用規模は妥当であると判断いたしました。資金証明書等、必要書類は添付されています。そのほか、権利を有する者の同意書も添付されています。周辺農地への営農上、支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は平成31年8月31日までを計画されています。開発許可が必要で、集落内開発制度指定区域内にある農地で、開発景観課と事前協議中とのことです。

5番は、所有権移転により個人住宅を建築するための転用申請です。農地区分は、市街地に近接で10ha未満の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。代替地も検討されています。土地利用計画は、木造平屋建て1棟を建築される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明書等、必要書類は添付されています。周辺農地への営農上、支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は平成31年12月31日までを計画されています。開発許可が必要で、集落内開発制度指定区域内にある農地で、開発景観課と事前協議中とのことです。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面とも、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より4番から5番についてご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、4番の案件につきましては3,000㎡を超えていますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　続きまして、6番。

7番 橋本春利委員

　　7番委員、橋本です。

　　6番は、個人住宅建築のための所有権移転の転用申請です。

　　農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、事業面積502.94㎡のうち転用面積7.54㎡で、個人住宅、木造平屋建て1棟、建築面積117.27㎡の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。代替地についても検討されております。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請済みとのことです。

工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成31年12月31日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

7番から9番は関連で、公共事業に伴う現場事務所及び駐車場への賃借権設定の一時転用の許可申請です。

農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するものに該当すると判断しました。

土地利用計画は、転用面積2,738㎡に現場事務所及び駐車場の建設で、賃借予定の法人は近隣にて県発注の工事、県道砂原四方寄線（池上工区）1号トンネル新設工事を請け負っており、その工事用の現場事務所が必要であるため、仮設現場事務所、現場職員駐車場34台分を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。

工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成33年11月30日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認しております。

また、一時転用終了後は農地に戻す旨の確認をしております。

10番は、自動車整備販売を営む法人が、賃借権を設定して車両置き場へ転用する申請です。

農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、不許可の例外規定の既存施設の拡張で既存施設面積の2分の1を超えないものに該当するものと判断しました。

土地利用計画は、既存施設面積1,954.03㎡で、転用面積395㎡に21台分の車両保管場所として利用され、適正な面積と判断されます。

資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。

代替地についても検討されております。

ただ、不耕作で土盛りされていることから、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成31年3月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認しております。

11番は、個人住宅建築のための所有権移転の転用申請です。

農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、事業面積260.79㎡のうち転用面積136㎡に、個人住宅、木造2階建て1棟、建築面積94㎡の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。

代替地についても検討されております。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。

工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成31年12月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認しております。

12番は、資材置き場へ所有権移転の転用申請です。

農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積618㎡に砂や砕石置き場及び重機置き場として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。

代替地についても検討されております。

ただ、申請地は既に資材置き場として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成31年12月25日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

13番は、個人住宅建築のための所有権移転の転用申請です。

農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して建築されるものに該当すると判断いたしました。

土地利用計画は、転用面積268.49㎡に個人住宅、木造平屋建て

1棟、建築面積118.55㎡の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。

代替地についても検討されております。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景觀課へ事前審査の申請中とのことです。

工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成32年1月30日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上8件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、6番から13番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。
議　長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　　　　　続きまして、14番。

21番 田中敏郎委員

21番委員、田中です。

14番は、社会福祉法人明悠会からのグループホーム建設のための所有権移転の申請です。

明悠会は障害者施設ゆめの里や就労支援施設ピーターパン等を運営する社会福祉法人で、近年の高齢者数の増加に伴いグループホーム等の施設整備の要請があり、今回の申請となりました。

農地区分は、10ha未満の広がりのない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積684㎡に7名対応のグループホームを1棟、351㎡の建設です。

資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除については問題なく、土地代替性検討表も提出されております。

工事期間は平成31年1月15日より平成31年6月末までを予定されております。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地

の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、14番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、15番。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

15番から22番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は、所有権移転による資材置き場及び車両置き場への転用許可申請です。農地区分は、市街化の**傾向**の著しい区域で上下水道2管の通った沿道で、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積324㎡に、足場、バリケード、パネルなどの資材置き場及び作業員用の車両置き場で、適切な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は平成31年1月20日から平成31年6月30日までの予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

16番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街地化の著しい区域で上下水道管2管の通った沿道で、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積202㎡に個人住宅1棟を建設予定で、適切な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景觀課へ事前協議の申請中とのことです。工事計画は、平成31年1月10日から平成31年9月30日までの予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

17番から20番は関連で、不動産業を営む法人による所有権移転での宅地分譲及び公衆用道路への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する生産性の低い10ha未満の広がりのない第2

種農地と、10ha以上の広がりのある一団の1種農地が混在する農地です。1種農地は原則不許可ですが、本件は申請地と隣接する土地と一体として同一事業の目的のためであり、全体の面積に占める第1種農地の割合が3分の1を超えないものという、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。代替地についても検討されております。また、都市計画法に規定する地区計画地域で、申請地が住宅地等に供することが確実と認められるため、宅地分譲を転用目的とする宅地造成事業の特例措置に該当し、都市計画決定通知書の写しも添付されております。土地利用計画は、他地目2,301.06㎡を含む総事業面積6,147.06㎡に、19区画の宅地分譲及び公衆用道路、公園等の計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可案件であり、開発景観課との協議中とのことです。工事期間は、平成31年1月15日から31年6月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

21番は、所有権移転による建て売り住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向の著しい区域で上下水道2管の通った沿道で、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積1,080㎡に建て売り住宅5棟を建設予定で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課への事前協議の申請中とのことです。しかしながら、許可を得ていないで利用していたことについて始末書の提出がっております。工事計画は、平成31年1月20日から平成32年1月20日までの予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

22番は、所有権移転による建て売り住宅及び公衆用道路への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりのない農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もされております。土地利用計画は、事業面積1,146㎡に建て売り住宅4棟及び公衆用道路を建設予定で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課への事前協議の申請中とのことです。工事期間は、平成31年2月1日から平成31年5月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上8件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したとこ

ろ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、15番から22番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それから17番から20番の関連案件については、3,000㎡を超えていますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

次に、23番でございます。

8番 角居登委員

8番委員。

23番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

23番は、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、譲受人も集落内に居住されており、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、家族や来客がふえたことから駐車場が不足している譲受人とその家族が所有する自家用車4台分の駐車場で、妥当な面積と思われまふ。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成31年1月5日から平成31年3月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認してあります。

以上1件について、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、23番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、24番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

24番、25番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番と25番は関連で、所有権移転による建て売り住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。代替地についても検討されております。土地利用計画は、総事業面積2,202.32㎡に建て売り住宅8棟を整備される計画で、妥当な面積と思われま。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は、平成31年2月1日から平成32年6月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、24番から25番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、26番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

26番から28番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

26番は、所有権移転による建て売り住宅への転用許可申請です。

農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て建て売り住宅4棟を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事計画は、平成31年1月10日から平成32年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

27番は、賃貸借権設定による工事用道路への一時転用許可申請です。農地区分は農用地区域内の農地で、農用地区域内の農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は、賃借予定の法人は市発注の上水道工事を請け負っており、その工事のため河川浜戸川地下に水道管を横断するため、大型クレーン、重機などでの施工が必要であり、既設道路では幅員が不足するため新たに工事用道路を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成30年12月14日から平成31年5月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。一時転用期間は許可日から平成31年9月25日までの予定で、期間終了後は農地に戻す旨の確約書の提出がなされております。

28番は、所有権移転による太陽光発電設備のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で2種農地と判断されます。代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地と他地目を合わせた総事業面積9,412㎡に、太陽光パネル1,128枚、パワーコンディショナー27台、発電能力338.49wを設置される計画で、申請地周辺は勾配があり妥当な面積と思われます。九州電力からの工事費負担金の請求書の写しなど、関係資料の添付もされております。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成31年1月10日から平成31年8月31日の予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、26番から28番について地元委員より報告がございま

したが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
また、28番の案件については3,000㎡を超えていますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
続きまして、29番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

29番から34番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

29・30番は関連です。地縁団体による御神木の植栽のための所有権移転による転用申請です。農地区分は、市街化の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある自動車専用道路の出入り口おおむね300m以内にある農地で、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、御神木の植栽、サカキ2本で申請地402㎡で、適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われれます。事業計画、残高証明、排水同意等もそろっており、工事期間は、平成31年2月1日から平成31年2月28日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

31番は、法人が建て売り住宅のための所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落接続によるものであり、不許可の例外に該当します。代替地の検討もなされています。土地利用計画は、建て売り住宅4棟で、転用面積としては適正な面積と思われれます。雨水は浸透枳を設置し、オーバー分は市街側溝へ排水する計画です。生活雑排水及び汚水は合併浄化槽で処理し、市街側溝へ放流予定です。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は、平成31年2月1日から平成33年1月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可は申請中であり、集落内開発制度指定区域内です。

32番は、法人が賃貸借による資材置き場への一時転用申請です。農地区分は、農用地区域内にある農地と判断されます。農用地区域内にある農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであるため、不許可の例外に該当します。代替地の

検討もなされています。土地利用計画は、現場事務所、山砂・砂利置き場などで、適正な面積と思われます。土砂の流出、被害防除などの心配はないと思われます。雨水は地下浸透させ、簡易トイレの汚水はくみ取り処理を行います。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっております。許可が必要とは知らず砂利、仮設工作物を搬入したことに対して、深く反省した旨の文書が添付してあります。

33番は、法人が杉の苗木を植林するための所有権移転による転用申請です。農地区分は、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、杉の苗木13本で申請地261㎡で、適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われます。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明、排水同意等もそろっており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。工事期間は、平成31年1月10日から平成31年7月10日までを予定されております。

34番は継続審議です。

以上6件、さきの地区委員会で現地調査を行い、協議、検討の結果、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、ともに基準を満たされていると協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、29番から34番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ありませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、34番は継続審議で、申請どおり許可することに決定いたします。

　　続きますので、35番。

6番 谷口憲治委員

6番委員、谷口でございます。

35番から42番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

35番、36番は関連でございます。申請は資材置き場建設のための所有権移転による転用申請でございます。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業拡大に伴う事業用車両や従業員の車両、メンテナンス車両資材や土木資材などの置き場が足りなくなり、その拡大を行うもので、配置図等から転用面積としては適正な面積と判断されます。雨水は地下浸透

させ、オーバー分は隣接水路へ排水いたします。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われま。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明、排水同意等もそろっておりまして、工事期間は平成31年9月31日までを予定されております。許可後、速やかに着手されることを確認しております。

37番は、個人住宅建設のための所有権移転による申請でございます。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造平屋建て104.88㎡で、駐車場等で転用面積としては適正な面積と判断されます。汚水は合併浄化槽、雨水は地下浸透枡を経て道路側溝へ排水されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われま。なお、地下に新幹線トンネルがあり、地上権設定者の同意も得てあります。代替地の検討もされており、事業計画、残高証明、排水同意等もそろっておりまして、工事期間は31年11月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要でございますが、集落内開発制度指定区域内でございます。

38番は、農家住宅建設のための所有権移転による申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造平屋建て94.4㎡と駐車場等で、転用面積としては適正な面積と判断されます。汚水は合併浄化槽、雨水は地下浸透枡を経て道路側溝へ排水されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われま。代替地の検討もなされておりまして、事業計画、残高証明、排水同意等もそろっており、工事期間は31年5月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要でございますけれども、集落内開発制度指定区域内でございます。

39番から41番は関連でございます。申請は4条の7番から13番の関連でございます。農地区分は、10ha未満の第2種農地と判断されます。土地利用計画は、調整池と関係水路及び調整池の補強堤体等で、転用面積としては適正な面積と判断されます。流入水は排水量調整を行い既存水路へ排出されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われま。代替地の検討もなされておりますが、地形的にここにかわる場所もなく、排水同意等もそろっております。本事業は当初、周辺山林の地権者の同意を得て、山林の利用状況がよくなるように埋め立てに着手したところ、急遽、新幹線建設等の廃土が想定以上に搬入されたことから、予定を大きく逸脱してしまいました。本来農

地法の許可を得て行うべきところでしたが、急遽、関係地権者の協力をいただき、下流域への土砂の流出防止や水害防止のため、調整池の防災工事を行ってしまったとのことで、無断で転用したことについての始末書が添付されております。

42番は、個人住宅建設のための使用貸借による申請でございます。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されません。土地利用計画は、木造2階建て59.62㎡と駐車場等で、転用面積としては適正な面積と判断されます。汚水は農業集落排水へ、雨水は地下浸透柵を経て道路側溝へ排出されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われま。代替地の検討もなされてお。りまして、事業計画、残高証明、排水同意等もそろっております。工事期間は平成31年8月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要でございますけれども、集落内開発制度指定区域内でございます。

以上8件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお。願いいたします。

議 長 　　ただいま、35番から42番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次に、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第4号議案、第5号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

　　まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（9号）について、ご説明いたします。

　　初めに、所有権移転ですが、明細26ページの1番から29ページの9番までの合計9件で、1番が4番までが公社からの売り渡し、5番から8番までが公社による買い取り、9番が相対による売買です。面積は、9件合わせまして、田1万7,931㎡、畑8,761㎡の、合計2万6,692㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細30ページの10番から37ページの29番までで、貸手18名、借手18名の件数20件です。契約期間別では、6年未満が13件、10年以上が7件で、面積は20件合わせまして、田8万3,634㎡、畑1万2,071㎡の、合計9万5,705㎡です。権利の種類は賃借権及び使用賃借権、利用内容は水稲、飼料作物、麦です。

次に、再設定分です。明細38ページの30番から55ページの73番までで、貸手42名、借手38名の件数44件です。契約期間別では、6年未満が34件、6年以上10年未満が1件、10年以上が9件で、面積は、44件合わせまして、田15万388㎡、畑4万2,719㎡の、合計19万3,107㎡です。権利の種類は賃借権及び使用賃借権、利用内容は飼料作物、畑作物、水稲、果樹、露地野菜、麦、施設野菜です。

次に、農地利用円滑化団体による借り上げと転貸しです。熊本宇城農業協同組合による借り上げと転貸しで、明細56ページの74番と75番で、貸手1名、借手1名の件数1件です。契約期間別では6年未満が1件で、面積は田6,455㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稲です。

続きまして、第5号議案です。

57ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細58ページの1番から90ページの94番までで、貸手93名の件数93件です。契約期間別では、6年未満が43件、6年以上10年未満が1件、10年以上が49件で、面積は93件合わせまして、田34万9,158.96㎡、畑2万6,335㎡の合計37万5,493.96㎡です。権利の種類は賃借権及び使用賃借権、利用内容は水稲、畑作物、果樹を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては、以上です。

議 長

ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、5件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。申請があった農地について地元委員が現地確認を行い、願出人が適正に耕作していることを確認し、地区委員会では申請に伴う証明を行うことに問題がないことを確認しました。以上1件、ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、2番。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

2番から4番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番から4番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願出です。土地の表示、証明の期間等は議案に記載されているとおりです。2番の願出人は水稻とナスを作付けております。3番の願出人は水稻を作付されております。4番の願出人は水稻を作付されており、いずれも全ての農地で引き続

き耕作されていることを地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において、証明の交付について何ら問題のないことを協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、2番から3番、4番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
　　次は5番です。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

5番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

願出人より申請があった当地について現地調査を行い、申請人が適正に耕作していることを地元農業委員が確認し、地区委員会では証明することに何ら問題ないことを協議しました。ご審議方、よろしく願いします。

議 長 　　ただいま、5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第7号議案、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番お願いいたします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたし

ます。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願の一つです。納税猶予を受けるには原則自作することですが、本件は税務署と事前協議の上、適正な手続により、その貸付けが適正に継続されていれば納税猶予の継続が可能となっております。本件は平成28年1月10日から10年契約で熊本県農業公社に貸し付けられた農地で、農業公社は農業を営む法人へ適正に貸付けを行われたものです。現在も営農が継続されていることを地元農業委員が確認しました。地区委員会では、申請に伴う証明を行うことに問題がないことを確認いたしました。

以上1件、ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第8号議案、非農地証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、申し上げます。

6番 谷口憲治委員

6番、谷口でございます。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

　　さきの地区委員会で現地確認を行い検討いたしました。申請地には農業用倉庫及び住宅が建設されておりますが、昭和5年に建物が3棟建てられたことを証明する課税証明が添付されております。このことから昭和27年10月20日以前から宅地となっており、農地法第2条に規定する農地ではないことを証明することに支障はないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することにいたします。
続きまして、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、報告事項でございます。「1番から10番まで、合計件数
131件の届出事項となっております。内容については省略させていただきます。
以上でございます。

議長 ただいまの報告事項の説明について、質問などございませんか。

一同 なし。

議長 ないようですので、次に、次第の6、その他です。本日は何もありません。

以上、これをもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、
字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定
により、その整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異
議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって本総会において議決された案件の整理については、これを議
長に委任することに決定しました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉会 午後4時22分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成31年 3月 29日

会 長 森 日 出 輝

署名委員 西 田 廣 行

署名委員 緒 方 一 臣

書 記 友 安 文 崇